

大谷學報

第十二卷 第四號

蓮如上人御文の蒐集及び五帖御文編輯に就いて

稻葉昌丸

思ふに、蓮如上人がその長き一生に亘り作り置かれた御文は數多きことで、之を蒐集整理するは實如上人在世中の一事業であつたであらう。後代に及んでも同様の企圖を有した人が尠くない。今その跡を辿りて先人の努力を偲ばんとするのがこの小篇の目的である。

一、蓮 崇 寫 本

御文の蒐集につきては、その最初の人として下間蓮崇が擧げられる。其は、蓮如上人が文明五年九月二十三日藤嶋超勝寺で蓮崇に端書を書き與へられたのを指すのであつて、『右斯文どもは、文明第三の比より同き第五之秋の時分まで、天性こゝろにうかむまゝに、何の分別もなく連々に筆をそめおきたる文どもなり。……既にこの一帖の料紙をこしらへて、書寫せしむるあひだ、ちからなくまづゆるしおくものなり』云々とある。此寫本は傳りて居らぬから、寫された御文が幾通ありし

か、固より不明であるが、端書授與の日より遡りて蓮師北國行化の始までのものを通算すると、最多二十八通となる。禿氏祐祥氏蓮如上人御文全集、宗學研究第一號所藏光本寛隆氏論文

禿氏祐祥氏は『蓮崇は上人の右筆とも云ふべき人物なれば、この冊子の編輯は蓮崇自身の爲めのみこれを企てしものに非ざるべし。この冊子は後に至るまで上人の座右に置かれしものと想像せらるゝなり』と述べらるゝが、この想像は少し過ぎたりと思はる。蓮師ほどの用意周到にして冥加を思ふ方が、御文を認めらるゝに、其草稿なり扣本なりを棄て去らるゝ筈なく、現に寛正二年の御文や文正元年の御文を始として、其後數多の御文を修正加筆せられた形跡があるから、其手許に御文の扣本が保存せられた事は疑ふべきでない。

二、蓮師自筆寫本

橋川正氏が『佛教研究』第七卷に紹介せられた、越中赤尾の行徳寺に傳來する上人自筆の御文一帖は、前述扣本に該當するものであらう。橋川氏の記述の如く、此冊子は墨附二十五紙より成り、内題として左側に『消息文明第五第六』とあり、右下隅に『兼壽』と自署されてある。次紙には左の通り目錄がある。（帖外番號はすべて禿氏祐祥氏編）
（蓮如上人御文全集）に従ふ

一、當流安心沙汰事

（年記なし。帖内二ノ二。）
（文明五、一二、一二）

一、福田門徒信心事

（文明第五十二月十九日コレヲカキ）
（テ荻生福田ノ同行中へ。帖外二七）

一、霜月報恩講事

(文明第五霜月二十一日書之。
帖外二三)

一、一向宗トイフイハレナキ事

(文明五季九月下旬第二日至己刻加州
山中湯治之内書集之訖。帖外一八)

一、多屋内方教化事

(文明第五十二月八日コレヲカキテ當山ノ多屋
内方ヘマヒラセ候云々。帖内二ノ一の草稿)

一、霜月報恩講沙汰事(此行何故
か塗抹)

(年記なし。帖外二一。
文明五、一〇、三一)

一、多屋坊主述懷事

(年記なし。帖外二五。
文明五、一二、一二)

一、對名號安心事

(文明六三月三日清
書之。帖内二ノ七)

内容は九行詰にして、各通別紙に寫し、書出の面は八行、裏面で十行詰のもの二三紙あり。塗抹又は補正したる箇處多少あれども、是は草稿にみならずして、清書本たるは一見して明である。

この様の扣本が蓮師手許に幾帖ありしか、固より不明であるが、『空善記』延徳三年比の條(行實三)に『加賀より出口殿山科殿までの(諸所にて)御作の御文の(なカ)一々に美濃殿によませまゐらせたまひて、(慶聞坊龍玄)

のたまはく、おれがしたるものなれども殊勝なり』云とあるにても、其が蓮師の自筆と否とに拘らず、所作の御文の控が保存せられたるは疑ふ餘地がなく、一部の人が想像するが如く五帖編輯の爲に遽に御文の蒐集が行はれたのではない。殊に『實悟舊記』(行實三)に『蓮如上人堺の御坊に御座の時、兼譽御參候。御堂にをいて卓の上に御文をおかせられて、一人二人まひられ候人々に對して、御文よませられ候』云云。また『空善記』(行實一)に『……慶聞坊なにぞをよみてきかせよと仰あり、

畏て御文をとりて、御堂御建立の御文を次第に三通あそばし『云云とあるよりみれば、御文が多少體裁を具へたる冊子と成りてあつたことが推せられる。

三、赤尾道宗寫本

赤尾行徳寺には、蓮師自筆本の外に、なほ道宗が寫し置きたる御文二帖を傳來せることは、前掲の『佛敎研究』に橋川氏が併せて紹介せられた所である。其一帖は墨附二十紙、九行詰にて御文十一通を寫し、一通毎にその正本の所在を明記してある。

一、帖内一ノ七。文明五八月十二日。以御筆直ニうつし申候也。正本ハ若狹小濱隼人殿ニ在之。

二、帖内二ノ一草案。文明五十二月八日書之。以御筆スキウツシノ御本ニテウツシ候。正本ハ

(加州吉藤)
カシフヨシフデニ候ナリ。

三、帖内二ノ四。文明六二月十五日大聖世尊入滅ノ昔ヲオモヒイデ、於燈下拭老眼染筆畢。以

御筆直うつし申候也。正本ハ波佐谷殿宰相殿様ニ御座候也。
(蓮師三男蓮綱ノ子蓮慶)

四、帖内二ノ一五。文明六七月九日書之。以御筆直ニうつし申候也。正本ハ吉藤淨通在之。

五、帖内三ノ八。文明七二月廿五日。以御筆直うつし申候也。正本ハ加州吉藤在之。

六、帖外八〇。明應二年八月廿八日俄書之。以御筆直寫申候也。正本ハ加州小松了珍ニ御座候也

七、帖外八二。明應五年後二月廿八日。以御筆直うつし申候也。正本ハ赤尾道宗ニ候也。

八、帖外九二。明應六年十一月廿日。以御筆直ニうつし申候也。正本ハ大和(奈カ)□良次郎衛門殿(イマハ山科殿ニ)候也。

九、帖外九四。明應六季十一月廿五日。以御筆直うつし申候也。正本ハ加州寺井ニ御座候也。

一〇、帖外九九類文。明應七年九月廿八日書之。八十四歳

右此如御文可有信心決定候能々此通門徒中可有勸化事肝要候。御判御判モ上様ノ御ハン也。
上様ノ以御筆直うつし申候也。正本ハ加州本光寺候也。

一一、帖外一〇五。明應七年十一月十九日。八十四歳御判あり以御筆直寫申候也。正本ハ加州石河郡

川原ノ妙覺候也。

此一帖十一通ノ御文ハ、九通ハ御筆ヲモテ直ニウツシ申候也。一通ハ上様ノ以御筆直ニうつし申、
一通ハ御筆ヲモテスキウツシノ御本ヲモテ直ニうつし申候也。何モ一字モ加減ナク候、クダリモ
カナヅカヒモ御本ノゴトク也。 道 宗

他の一帖は墨附十八紙、前帖と同一體裁なるが、終りの識語は

此一帖十二通ノ御文ハ以御筆□御ウツシ候御本ニテ慥寫申候也、何モ御本ノ如ク也。道 宗
とあるが、現在本は八通を收め、四通不足してある。然るに故南條博士所藏の十帖御文の校合に供
したる行徳寺本は、其當時十二通完備し居りたるものにて、是によりて不足分を審にする事が出来、

行徳寺藏品を再檢して、二通は本帖より離れて掛軸となりあるを知つた。他二通の所在は不明である。舊形によりて此帖の内容を示せば左の通り。

(一) 帖外四。應仁二年四月仲旬。以御筆御寫候御本にて又うつし申候也。正本は波佐谷實善御所持候也。

二、帖内二ノ一。文明第五十二年八月これをかきしるして當山の多屋内方へまゐらせ候。以御筆御寫候御本にて又うつし申候也。正本ハ波佐谷殿にしどのに御座候也。

三、帖内二五。文明五十二年十二月十二日書之。以御筆御寫之御本にて又うつし申候也。正本ハ大和國吉野ニ在之。(今モ本善寺ニアリ)

四、帖外四九。文明九年正月比聞之。以御筆御うつし候御本にて又寫申候。正本ハ加州長流^{フルヤ}谷殿ニ御座候也。

五、帖外五六。于時文明十年ウヲ益會筆ノ次ニ書之訖。以御筆御うつし候御本にて又うつし申候也。正本ハ加州すゑのぶ行歡所持候也。

六、帖外七四。文明十八年十一月廿六日。以御筆御うつし之御本にて又うつし申候也。正本ハ寺井在之。

(七) 帖外七〇。(七十歳の御作)。御筆モテ御うつし候御本にて又うつし申候也。正本は打越祐

玄ニ御座候也。

八、帖外七七。延徳二年九月廿五日。以御筆御うつし候御本にて又うつし候。正本ハ山科殿御番衆濱殿ニ在之。

(九) 帖外八四。明應六年九月十八日。以御筆御うつし候御本にて又うつし申候也。正本ハ波佐谷殿様ニ御座候也。

一〇、帖外一一一。明應七年二月日。以御筆御うつし候御本にてうつし申候也。正本ハ若狹小濱隼人殿ニ御座候也。

一一、帖内四ノ一四異本。明應七年卯月十日書之。以御筆御寫候御本ニテ又富田殿様之御(下間光宗ノ子頼次)内駿河殿ニ御座候也。

(一二) 帖内五ノ一七。正本ハ瑞泉寺ニ御座候。

右の中一と七とは掛軸の分、九と十二とは紛失の分なり。

南條博士十帖御文によるに、行徳寺に今はないが、なほ一帖道宗の寫した御文があつた事が知れる。記載の不備で各通の順序は不明であるが、左の十一通が收められてあつたと思ふ。多くは年記のなき御文である。

(一) 帖外一四五。以御筆直うつし申候也。正本は加州寺井ニ御座候。

(二) 帖外一七五。以御筆すき寫之御本にて直寫申候也。正本ハ瑞泉寺ニ御座候也。

三、帖外一三六。以御筆直うつし申候也。正本ハつなかけ覺妙ニ御座候也。

四、帖外一一一。霜月廿日。以御筆直うつし申候也。正本ハ越中牛丸教玄へ申請候。今は加州

吉藤淨通ニ在之。

五、帖内五ノ三。以御筆直ニうつし申候也。正本ハ加州宮永專(勸カ)ニ在之。

六、帖外一七〇。以御筆直ニ寫申候也。正本ハ加州本覺寺ニ御座候也。

(七) 南無阿彌陀佛ノスガタハ云云。(全集に)以御筆直寫申候也。正本ハ京六角藤次郎ニ所持候也。

(八) 帖外一一一。以御筆直うつし申候也。正本ハ(松カ)葉慶雲所也。

(九) 帖外一四六。正本ハ赤尾ニ候也。(今も)

一〇、帖外一一一。明應七年十二月日。以御筆直ニ寫申候也。正本ハ山科法敬坊ニ御座候也。

(一一) 帖外一四六。以御筆御寫之御本(下間頼慶)正本ハ左衛門太夫殿ニ御座候也。

右の中一、二、七、八、九、一一の番號は假りに附したのである。

以上道宗所寫の三帖についてみるに、『以御筆直ニうつし申候』とあるは蓮如上人直筆の正本より寫したるは明であるが、第一帖の一〇に

右此如御文可有信心決定候能々此通門徒中可有勸化事肝要候。

御判御判モ上様ノ御ハン也

と奥書あり、次に道宗は『上様ノ以御筆直うつし申候也』と附記せるは注意すべきことで、こゝに上様と稱せるは誰を指すか。私は實如上人の證判ある御文、越前最勝寺本や出口光善寺本やの奥書の文言後詳が前記の奥書と近似すること、また道宗が永正十三年實如に先ちて歿せること(行實四)五〇條より、上様は實如上人を指すものと推する。従つて寫本第一帖の二の附記及び第一帖終にある識語に『以御筆スキウツシノ御本』云々とあるは、實如がスキウツシせられた御本より道宗が寫したと解する。それで第一帖はその奥書の示す通り、九通は蓮師の直筆、二通は實如の筆を行も假名遣も間違なく忠實に寫したのである。第三帖にも定めし奥書があつたであらふが、各帖の附言によりても蓮師の直筆十通、實如のスキ寫一通を寫したことが知れる。然るに第二帖は蓮師の直筆より寫された御本を又うつしたのであるが、始め寫した方は誰か。是を實如上人なりとして大過なからふか。其は兔に角、諸方に散在する蓮師直筆の御文を態々寫し取られたことは、其が本寺に闕けて居たことを證するもので、多くはその控はありても、門徒に下附せられた正本として寫取られたものであらう。第二帖の二御凌の御文は、其草稿本を既に行徳寺所傳の蓮師直筆本五に見出すが、今のは修正本で、現に五帖御文に採用せられたものである。(二)聖教よみ教化の御文も其草稿は直筆本七の多屋坊主述懷事である。(二〇)十惡五逆の御文は數通を出され異本の甚だ多きものである。(一一)常流安心の躰の御文は帖内四ノ一四の異本である。此等の事實によりて實如上人時代に本寺の扣本

に闕けたる門下に下附の眞本又は異本の御文を探求せられたことを知るのである。

四、高田御文

越後高田本誓寺の十帖御文は御文の輯録として古來有名のものである。元祿七年越中宗誓師編の親鸞聖人御直弟諸國散在記に『實如上人御筆御文十帖、常ノ五帖ノ外也十卷共ニ御判在』とあり。元祿十三年の摺聚鈔、享保十六年の御舊跡二十四輩記にも十帖御文を擧げてあるが、何時の頃に散佚したか、享保二年深勵講師が慶海に囑して帖外御文を校合せしめた時には、七卷だけ存するのみで、現今も同様七帖を本誓寺に襲藏して居る。法海講師も其御文玄談に『越後高田本誓寺ニ傳ル所ノ七帖ノ御文』と述べてある。

現存の本を検するに、縦八寸六分、横六寸三分、半葉七行に書き下し、一章毎に別紙に認め、振假名はないが、現行五帖御文に似たる躰裁の備ひたるもので、各帖の終りに實如上人の署名及び花押がある。大體年代順に配列して、第一冊一紙に六十二十通、第二冊九紙に五十二十通、第三冊六紙に五十十八通、第四冊六十紙に七十十八通、第五冊五十紙に七十十五通、第六冊四十紙に七十十一通、第七冊二十紙に二十九通、合計百十一通を收めてある。(因に、原本には第一第二などの順序を附していないが、内容の年代により順序を設けたので、近代表紙に張紙して第一第二等と標してあるが、その第六第七は慶海師の見たと前後顛倒してある。今は慶海師の順序に従ふ。)年代を以ていふと、寛正二年に始まり文明十八年に終り、延

徳明應の年記ある御文は一通もない。此等は失はれたる三帖に收められたものと想像せられる。また年記なき御文が第二冊に二通、第四冊に二通、第六冊に一通、第七冊に五通、總じて十通ある。通覽するに、寛正二年より文明九年までの御文は大抵前五冊に輯録せられて、之を後に述べんとする名鹽御文と對照すると、是にありて彼になく彼にありて是になく四五通の出入はあるが、文明十年より十八年までには十一通も高田本に闕けてある。換言すれば、高田本第六第七の兩冊は前五冊に比して甚だ不完全なる輯録といふべきである。此等の事情で高田本は當初より七帖であつたのではないかとも疑はれる。

次に少し内容に涉りていふに、第四帖第十通『如來の御弟子か我弟子か之事』と標する御文帖内一の前に作られたるものの終りに『答テコノ不審モトモ肝要ト存候テ殊勝ニオホヘ候カタノコトクミ、ニト、メオキ候オモムキ申ノフヘク候』、また『近比加州片山里居住仕候』と附記してあり、第七帖第六通六日講へ御下の御文の終りに、『十一月廿五日 六日講中へ』とある次に『タクヒナキ佛智ノ一念ウルコトハ彌陀ノヒカリノモヨヲシトシル 正月一日ニオモヒイツルマ、ヨム』と記入せるなどを觀るに、此等の文句は御文の草稿に心覺えに蓮師が記し置かれたものと思はる。即ち高田御文なるものは、本寺に存する御文の扣本の外、その草稿をも整理して作られたものと思ふ。尙ほ注意すべきは、行徳寺所傳の蓮師眞筆本中の御文はこの高田本に收めてあるが、道宗の寫した御文の收められた形跡が薄い。

高田本は、原本に従ひたる爲か、比較的によく漢字が使用してある。但し假名遣を一定せんとせる形跡ありて、殊に著しきは於をライテ、申をマフスとせることである。

現行五帖御文と高田御文と假名遣の差異大略 右高田左帖内

於 <small>ヲイテ ヲヒテ</small>	願 <small>子ガフ 子ガフ</small>	支 <small>サ、エ サ、へ</small>	加 <small>クハエ クハハ</small>	浚 <small>サラエ サラエ</small>	置 <small>オク オク</small>	終 <small>オハル オハル</small>	送 <small>オクル オクル</small>
及 <small>オヨブ ヲヨブ</small>	趣 <small>オモムキ オモムキ</small>	自 <small>オノヅカラ オノヅカラ</small>	愚 <small>オロカ オロカ</small>	忽 <small>オロソカ オロソカ</small>	參 <small>マヒル マヒル</small>	申 <small>マフス マフス</small>	覺 <small>オホエ オホエ</small>
聞 <small>キコエ キコエ</small>	基 <small>モトキ モトキ</small>	今宵 <small>コヨヒ コヨヒ</small>	選 <small>エラフ エラフ</small>	掬 <small>オキテ オキテ</small>	同 <small>オナジ オナジ</small>	落 <small>オチル オチル</small>	起 <small>オキル オキル</small>
通 <small>トホリ トホリ</small>	直 <small>ナホル ナホル</small>						

之を要するに高田御文は本寺現存の御文の草稿及び扣本を整理して出来た輯録で、門下に授與して諸國に散在しある正本を未だ廣く参照するに至らなものであらう。

五、眞宗寺御文

泉州堺眞宗寺に御文二帖を傳來する。其一帖は三十八通を收め、終りに實如上人の署名及び花押がある。每半葉七行詰、文字の配列高田本よりは稍々密なり。内容よりいへば、高田本の第一第二兩帖の寫しともいふべく、但しその第一帖の第二、三通、第二帖の第一、二、七、合して五通はこゝに闕けてある。尤も高田本に闕けたる獵漁の御文は此帖に存する。これは高田本の誤脱と思はる。

高田本と異なる點は、漢文體の文言をみな延書にし、他屋を多屋に、風度を不圖に改め、假名遣も多少替へてあるが、於をヲイテ申をマフスは舊のまゝである。假名遣概表右舉本
左帖内

教ヲシへ 送ヲクル 置ヲク 終ヲハル 聞キコエ 選エラフ 末スエ 今宵コヨヒ

等は帖内の通 於ヲイテ 申マフス 參マイル 掟ヲキテ 起ヲコロ

又第廿一通道林寺往
生の御文の年記が『文明五年十二月日』とありて、廿三日の日附なきこと、第廿二通見玉尼往
生の御文

に『文明五年八月廿二日』の年記なきこと、第三十通宗名の
御文が帖内一ノ十五と同じき修正文を探りた

ること、第一通蓮崇御文
の端書が巻頭に置かれたることなどは、高田本と異なりて名鹽本に同じく、本帖が

高田本より名鹽本への推移の中間にあるは注意に値す。本帖の性質上之に續く一二帖あるべきであるが、今なきは遺憾である。

眞宗寺本第二帖は二十四通を收む。每半葉七行詰、配字前帖より稍粗にして、高田本に似たり。實如上人の證判なけれども、書體紙質前帖と同じければ、同一價値のものとして大過なからん歟。なほ仔細に檢するに、初の廿一通と後の三通とは、蟲蝕によりて判ずるに、もと別帖なりしものを何時の比にか合冊したものである。恐らく破損の結果であらう。従つて卷末證判の處も失はれたるのと思はる。終の三通は文明十一年より文明十五年に至る山科建立の御文にて、名鹽本に收めたると同じき修正文なり修正前はなほ幾通
にも分れありたり。この分振假名附なり。初の廿一通は明應五年より同七年に至る

御文が年代順に配列せられ、初四通及び第七通は無年號である。殊に注意に値するは、無年號の初四通が次第の如く帖内五帖目の初四通に相當すること、第八、九、十五の三通が五帖目の第五、六、十四通に當り、而も茲には年記あることである。以上の外四帖目の第十二、十三、十四通が精確に本帖の第十四、十七、十八通と一致するが、第十四通一流安心の躰といふ事と標する御文を名鹽本に求むるに、その三ノ四三が之に當るが、精密にいへば別の御文である。本帖の假名遣は大略帖内に同じきが、於のヲイテとなりあるは奇なりといふべきである。五帖御文編輯に本帖が深き關係あることは之を見認めざるを得ない。

六、光善寺御文

河内出口光善寺に御文一帖を藏することは夙に知られて、慶海師もその御文校合に用ゐて居る。然るにその本は原本ではなく、堂達僧懸鼓庵の寫本によりたといふ。惜しいかな光善寺に今その原本が所藏せられないが、大谷大學に寫本一帖を藏して居る。是は明治十二年六月上場顯證氏の寫したもので、之も光善寺主藤原勝顯氏よりその先代の作りた眞筆模寫本を借得て寫したと奥書してある。かくの如く近時に於てこの眞本を見た人を聞かぬが、上場氏寫本の奥書の字體文言より判じて、其が眞本より寫したものと誤なからう。其奥書は

右此如文可有信心決定候能々門徒中可有勸化事肝要候

永正六年己巳六月廿五日書之

實 如 (花押)

實如上人下附の御文に右の如き奥書あるものは甚だ尠く、私の寡聞なる今まで知り得たものは、僅に前述道宗寫本の中にあるもの、外、越前最勝寺所傳の御文第十回大藏會陳列目錄に

永正二年乙丑八月十日 書之

右此如文可有信心決定候能々此通門徒に可被勸事肝要候

實 如 (花押)

とあり、また文政五年十月若狹義門師が丹波最尊寺所藏の御文二通舊形御浚御文、明應六年十一月十四日附無智罪障の文一連のものを寫し置かれしものに

右此如御文可有信心決定候能々此通門徒に可被勸事肝要候

(花押)

の奥書がある、以上四點丈である。行徳寺本最勝寺本はともに本文も實如上人の直筆たるは明であるから、光善寺本も同様に眞筆と判じて誤なからう。果して然らば、同本の逸失はいよ／＼惜むべきである。從來實如上人の署名及び花押ある御文を直に同上人の眞筆なりと稱する傾向があるが、直筆は奥書あるものに限るのではあるまいか。

光善寺御文は、その寫本によるに、每半葉八行詰にて、三十七通收めてある。元來が高田本や眞宗寺本の如き輯録躰のものでないから、年代順に配列してなく、殊に氣附くことは、帖内御文が一通もなく、後に記述する實如下附の御文諸帖に採用してない御文が半數已上に達し、一種特別のもの

のと思はれる。第三十一通は堅田法住に與へられた御文と一益法門に對する教示の御文とが誤りて一連になりてあるが、この錯誤は名鹽本^{四ノ}や坊刊帖外御文^{三〇}にも同様に見出さるゝのは注意すべきである。但し此御文に明應七年十一月の年記があるが、名鹽本等にはない。第二十六通吉崎炎の御文の年記は名鹽本^{二ノ}と同じく文明六年九月日とありて、高田本^{一七ノ}の日附四月八日とは違ふ。内容を仔細に檢するに、假名遣や文字が名鹽本に近きが、一二通高田本の通りのもある。要するに此帖の出來たのは眞宗寺本より後と思はる。

光善寺本目次

高名全集

- 一、當流ノ安心トマフスハ一向ニ
——、四ノ二〇、二四
- 二、ソレ曠劫多生ヲフルトモムマレ
五ノ二、——、五
- 三、當流上人ノ御勸化ノ信心
一ノ二、二ノ三、一
- 四、九親鸞聖人ノ御勸化ノ
一ノ三、二ノ三、二
- 五、オホヨソ當流ノ勸化ノ趣
一ノ三、一ノ四、四
- 六、夢中文。コノコロノ信心
一ノ四、二ノ五、三
- 七、抑今月廿八日ハ忝モ聖人
二ノ二、一ノ三、三
- 八、夫親鸞聖人ノ一流ニソノ名ヲ
三ノ一、二ノ二、五
- 九、文明十年初曆下旬ノ比ヨリ
——、三ノ一、五

高名全集

- 十、夫當流親鸞聖人勸化ノ
——、三ノ三、五九
- 十一、夫開山聖人ノ尋本地號
——、三ノ四、五八
- 十二、抑天津山科兩所ノ人々
——、三ノ七、三三
- 十三、抑此去ル九月盡ノ比ヨリ
——、三ノ一五、六九
- 十四、抑御文クハシク見マヒラセ候
——、四ノ一、三二
- 十五、抑當流ノ名ヲ自他宗トモニ
——、三ノ三、六九
- 十六、夫人間ハユメマホロシノアヒダ
——、三ノ三、七〇
- 十七、夫親鸞聖人ノス、メマシマス
——、三ノ三、六九
- 十八、抑此在所大坂ニラヒテイカ
——、三ノ五、六四

十九、侍能工商ノ事

高名全集

二十、親鸞聖人御勸化ノ信心

一、四ノ八、二五

廿一、當流ノ心ハ一念平生業成ト

一、三ノ三〇、六

廿二、備以夫吉崎ノ當山ニ於テ

四ノ八、二ノ七、四

廿三、ソレ南無阿彌陀佛ノ内ニハ

六ノ四、四ノ五、二五

廿四、抑當流ニ沙汰スルトコロノ

一、四ノ六、二六

廿五、去年霜月ノコロヨリコノ方

二ノ五、三ノ二、三

廿六、ソレ文明第三ノ天五月仲

三ノ七、二ノ四、元

廿七、去ル文明第三初夏仲旬

四ノ四、三ノ三〇、四

廿八、文明八歳林鐘上旬二日

五ノ三、二ノ六、四

廿九、抑コ攝比ノ州河内大和

高名全集

三十、抑東國ノ人ト覺テ誠ニ

一、二ノ四、四

卅一、夫今月廿八日ノ聖人ノ御恩

一、四ノ四、三、二

卅二、抑古ヘコノ比ノ間ニ於テ攝

五ノ八、二ノ四、五

卅三、夫於當流念佛者マヅ彌

七ノ二、三ノ九、三

卅四、ソレ人間ノ體ヲツラノ案スル

二ノ九、一ノ四、六

卅五、抑今月廿八日者毎年爲

一、三ノ六、八

卅六、抑今月廿八日ハ開山聖人

六ノ五、三ノ一〇、四

卅七、南無阿彌陀佛 此文善

一、四ノ三、一五〇

七、名鹽御文

こは攝州名鹽教行寺に傳來するものである。近年禿氏祐祥氏によりて學界に紹介せられ、氏の編著『蓮如上人御文全集』の臺本となりたものである。此御文は四冊より成り、御文全集の記述によるに『縦九寸二分、横七寸、第一第二の兩冊は十行、第三冊は九行、第四冊は初の九紙だけ十二行、餘は十行なり。書體は第三冊最も勝れ、第一第二の兩冊これに次ぎ、第四冊更に劣れり。……：第 一冊には寛正二年より文明五年までの四十三通、第二冊には文明六年より同九年までの四十九通、

蓮如上人御文の蒐集及び五帖御文編輯に就いて

第三冊には文明十年より明應七年までの五十六通、第四冊には主として年代の記入を缺くもの九十八通を収めたり。第二冊には表紙に「文明六年、同七年、同八年、同九年」と記入し、第三冊の表紙にはこの種の記入なし、第一第四の兩冊は表紙缺けたり。……何人の手によりて編せられしか詳かならざるも、正本の有無若くはその所藏者等に關する附記あれば、編次者の手譯本なるべしと考へらる。……この御文に就て道隱これを紹介せり、即ち御文明燈鈔卷一に次の如く云へり。「又予近ごろ攝州名鹽教行寺の藏を尋るに寫本の御文都て四帖二百二十五通あり、其中現本と同文もあり又同類にして少く語句異なるもあり、甚だ古き寫本とみえて文字の磨滅したるところもあり、蓋これ圓如上人の集めたまへる草本の寫しならん歟、予が帖外の御文とさすものは是なり。」これを圓如上人の集められし草本と決定するは尙ほ研究の餘地なきにあらざれど、四帖通じて二百二十五通とせるは少しく計算を誤れり。」とあり。

私は名鹽本の第三冊を見た丈で、その餘は龍谷大學所藏の寫本によりて全豹を窺ひ得たが、名鹽本の寫し方は可なり粗漏で、相當多數の誤字があり、音便によりてか信心ノ決定シとか御恩ノ報シなど寫した處がある。又御文全集に注意してある通り、一行ばかり脱落して傍に記入せる場合、第三冊だけにて九箇所ばかりもある。脱落を一行と見て、其字數が少きは十五六字、多くて二十一二字であるから、此本の原本も高田本の如く舛裁の備ひたるものであつたかと想像せられる。次に注

意すべきは第四冊第八十九通の次に『此無年ノ一帖た屋御本ニテ是迄』と附記せることで、年記なき御文を集めた第四冊の大部分は多屋備付の御本を寫したものである。此記入の意義を擴めて、年記ある前三冊をも多屋備付と見做すべきか否かは姑く疑問である。

正本の有無等を附記せることは既に御文全集に注意せられた所であるが、之を摘記すると左の通り。

第一冊	全集又ハ帖内	三、當流門人ノ中可存知	正本	五五
二、當流上人ノ御勸化	一	一六、當流ノ安心ノオモムキ	正本	一三九
六、文明第三炎天之比	八	一八、抑當流ニス、メマシマス	正北國ヨリ	一四一
一六、抑當年ヨリ事外	一ノ五	一九、當流安心ノオモムキ	正弁駄俊	一四二
第二冊		二一、九當流之義淨土一家、	正法誓	一四四
三、夫彌陀如來ノ超世	二ノ四	二六、ソレ一切ノ女人タラン身	正三川ヨリ	五ノ二〇
五、今聽聞スルトコロノ	三四	二七、ソレ一切ノ女人ノ身ハ後	正在北國	五ノ一七
一四、或人ノイハク三州ノ國	四一	二八、夫一切ノ女人ノ身ハ人	大坂女人講中被下候	五ノ一四
二九、抑此比當國他國	三ノ八	二九、ソレ女人ノ身ハ五障	正富田	五ノ七
四八、抑東國方ノ人ト覺	五四	三一、ソレ五障三從ノ女人	正ナラヤ慶空	一四九
第三冊		三五、抑男子モ女人モ罪ノ	正榮春	五ノ四
三、夫當流親鸞聖人ノ	正	三七、信心獲得ストイフハ	正性專	一五一
第四冊		四四、夫八萬ノ法藏ヲシル	正源次郎	一五六

蓮如上人御文の蒐集及び五帖御文編輯に就いて

五〇、抑當所富田庄内	正本浦覺	一六〇	七一、後生ヲ一大事トオホシ	正本	一六七
五一、抑富田庄ノ男女	正本性專	一六〇	七二、夫五障三從ノ女人ノ	正本	一六八
五二、夫今月廿八日ノ聖人	正本	一六一	七三、南無阿彌陀佛ノ六字	正本	一六九
五三、右親鸞聖人一流ノ	正本	七五	七四、南無阿彌陀佛ト申ハ	正本正統	八六
五六、馬黒月毛二疋ノホセ	未校合	一二八	七五、南無阿彌陀佛ト申ハ	正本	九八
五七、毎度志トモ返々アリ	未校合	一二二	七七、夫南無阿彌陀佛ト申ハ	正本	北國圓滿寺にて有之歟 大坂殿與次郎本ニテ寫シ、七三
五八、抑從四講爲報恩講	未校合	一二一	七八、ソレ南無阿彌陀佛ト申ハ	正本北國ヨリ	五ノ一三
五九、四講毎年約束之分	未	一二五	七九、イマノ時ニアラム女	正本壽章	九七
六〇、今度報恩講志ト	未	一二七	八〇、イマノ世ニアラン女人ハミナ	正本駿河	四ノ一〇
六一、約束代物之事體ニ	未	一二四	八一、ソレ五劫思惟ノ本願ト	正本了春	五ノ八
六四、マヅ當流ノ御勸化ノ	正本	一六三	八二、ソレ末代惡世ノ男女	正本正善	一七二
六五、御文クハシク見マヒラセ	正本	一三一	八三、ソレ末代ノ惡人女人タラム	正本正了	五ノ一九
六七、ソレ惡人世人ノ身ハミナク、	正本	一六五	八四、侍能工商之事	正本かりた	一七三
六八、當流ノ安心ノ一義トイフハ	本ニナシ	五ノ九	八五、吉藤專光寺門徒	正本	一七四
六九、當流ノ安心トイフハナニノ	本ニナシ	五ノ二一	八八、イマコノゴロノ井中ノ	正本	一七五
七〇、親鸞聖人御勸化ノ	正本	一六六	八九、夫人間ノ浮生ナル相	正本	北國ヨリトコ、ニア リ、別紙也不審ナリ 五ノ 一六

此表が示す如く第四冊に正本の附記が著しく多いが、前三冊にも少々ながら存在し、その附記の體裁が壽尊^{蓮師}、駿河^{下間光宗}、源次郎^{又ハ賴廣}など、尊稱を用ゐざる點を加へて、第四冊が前三冊とは別に多屋にて編集せられたとは考へられない。尙ほ第四冊に年記なきものを收むる方針より、六日

講御文の中で明應七年の年記ある一通を引離して第三冊五四に收めたるなどを綜合すると、名鹽御文四冊は一具のものとして本寺に於て編纂せられ、其の寫しを多屋に藏したものと推せられる。

次に内容に涉りて名鹽本を高田本と對照するに、

一ノ六全集八 文明第三炎天之比 「正本」と肩書あり。

一ノ一三全集一〇 オホヨソ親鸞聖人 全集二の修正文にて文明四年仲呂下旬の新年記あり。

一ノ二二全集一七 文明十四月四日亡母 「吉崎ヨリ出タリ」と附記。

一ノ三四全集二四 定十一ヶ條。

二ノ五全集三四 今聽聞スルトコロノ他力 「正本」と肩書。帖内二ノ六名鹽本二ノ六類文。

以上四點は高田本に闕けてあるが、是等は廣く地方に探りて得たるものたるは明である。また

一ノ二九帖内一五 高田本二ノ一二修正文

一ノ三八帖内一 高田本二ノ一七修正文

二ノ四帖内二 「正本」と肩書。道宗寫本一ノ三に同じ。高田本三ノ七修正文。

二ノ一四全集四一 「正本」と肩書。高田本年記のみなるに名鹽本は所望者の名をも記入す。

二ノ一五全集三六 高田本三ノ一修正文、新年記及び所望者の名をも記入す。

二ノ二〇帖内三 高田本四ノ七全集三七修正文。

逆如上人御文の蒐集及び五帖御文編輯に就いて

二ノ二九帖内三ノ八 「正本」と肩書。道宗寫本一ノ五に同じ。高田本四ノ一三修正文。

二ノ三八全集四七 本善寺眞本の通り、高田本三ノ三は假名文字を多く用ゐたり。

二ノ四五全集五一 高田本五ノ一二と奥書異なり、年記も新なり。

以上の諸點をも考へると、名鹽本は諸方散在の眞本を参照して本寺の臺本を改めて出來た大輯録であることが益々瞭になる。但し高田本四ノ一〇全集一八一如來の御弟子が五ノ一一全集五二噴劫多生の御文が名鹽本に闕けたるは何かの錯誤によるもので、その一ノ一一帖内一ノ三獵漁の文が高田本になきと同様に見るべきであらう。

又二ノ四七帖内四ノ四三首詠歌文に高田本五ノ一四に見ざる他章の奥書が附加したるも同様の錯誤である。

之を要するに名鹽本にはその第四冊に正本の記入が多數に見出さるゝ許りでなく、前三冊中にたとひ正本の記入なきものでも正本を参照した形跡が分明である。本寺に於て當初不取敢現存の草稿等を整頓して出來た臺本が高田本程度のもので、其より追々に諸方より眞本を徴し之によりて臺本の訂正を行ひ、遂に出來上りた臺本を山科多屋に寫し置たものを又寫したのが名鹽御文であらう。その原本の成りたのは恐らく光善寺本の出來た永正六年を距る遠からぬ時と思ふ。

なほ附言すべきは名鹽本に於ける假名遣が五帖御文と同様で、多くの見落しもあるが、此訂正が帖外帖内に亘りて一般に施されてあることである。

	高田	堺	名鹽	帖内又 ハ全集
當流聖人ノ御勸化ノ信心(寛正二)	一ノ一	一ノ三	一ノ二	一
凡親戀聖人ノ御勸化ノ一(文正二)	一ノ二	一ノ三	一ノ三	二
オホヨソ當流勸化ノオモムキ(應仁三)	一ノ三	一ノ四	一ノ四	四
夢中文 (應仁二)	一ノ四	一ノ二	一ノ五	三
文明第三炎天ノ比賀州加	一ノ四	一ノ二	一ノ五	三
如來ノ御弟子カ我弟子カ 四ノ二〇	一ノ六	一ノ六	一ノ六	八
或人イハク當流ノコ、ロハ門徒(文明三七)	一ノ六	一ノ四	一ノ七	一ノ一
文明第三初夏仲旬之比加(文明三七)	一ノ七	一ノ五	一ノ八	六
當流親戀聖人ノ一義ハアナ(文明三七)	一ノ七	一ノ五	一ノ八	六
勢ヒキ、人ノイハク先年京部(文明三九)	一ノ八	一ノ六	一ノ九	一ノ二
マツ當流ノ安心ノオモムキハアナ(文明三九)	一ノ九	一ノ七	一ノ〇	七
靜ニ惟レハ其人ノ性ハ名ニヨル(文明四八)	一ノ九	一ノ七	一ノ〇	七
オホヨソ親戀聖人ノ御勸化ノ一(文明四四)	一ノ三	一ノ三	一ノ三	二六
抑親戀聖人ノ一流ニヲヒテハ平(文明四二)	一ノ三	一ノ三	一ノ三	二〇
蓮如上人御文ノ蒐集及び五帖御文編輯に就いて	一ノ二〇	一ノ九	一ノ二四	一ノ四

	高田	堺	名鹽	帖内又 ハ全集
聖教拔書。一念多念事(文明四三)	一ノ二	一ノ〇	一ノ〇	一八六
同 善導云(文明四二)	一ノ三	一ノ二	一ノ二	一八六
同 一向專修ノ(文明四三)	一ノ三	一ノ二	一ノ二	一八六
ソモ、去年冬ノコロアルヒトノイハク(文明五三)	一ノ三	一ノ三	一ノ三	番外
抑當年ヨリ事外加州能登(文明五二)	一ノ四	一ノ三	一ノ三	二
ソモ、昨日人ノマウシ候シハ誰(文明五二)	一ノ五	一ノ四	一ノ四	一ノ五
抑當年ノ夏ココロハナニトヤラン(文明五四)	一ノ六	一ノ五	一ノ五	二
アル人イハク昨日ハハヤ一日ノ雨中(文明五五)	一ノ七	一ノ六	一ノ六	一ノ六
抑此兩三年ノ間ニ於テ或ハ宦(文明五八)	一ノ七	一ノ六	一ノ六	一ノ六
去文明第四之曆彌生中半(文明五八)	一ノ八	一ノ五	一ノ五	一三
文明第四十月四日亡母十三廻(文明五八)	一ノ八	一ノ五	一ノ五	一三
文明第三初夏上旬ノコロヨリ(文明五九)	一ノ八	一ノ五	一ノ五	一三
抑當宗ヲ昔ヨリ人コソリテヲカシ(文明五九)	一ノ九	一ノ四	一ノ四	一ノ八
抑吉崎ノ當山ニ於テ多屋ノ坊(文明五九)	一ノ九	一ノ三	一ノ三	一ノ九
蓮如上人御文ノ蒐集及び五帖御文編輯に就いて	一ノ二〇	一ノ九	一ノ二四	一ノ四

蓮如上人御文ノ蒐集及び五帖御文編輯に就いて

	高田 堺	名鹽	帖内又 ハ全集
ソレオモンミレハ人間ハタ、電光(文明五、九)	二ノ六	一ノ三	一ノ二
抑近比ハ此方念佛者ノ中ニ於テ(文明五、九)	二ノ七	一ノ七	一ノ三
抑年來超勝寺ノ門徒ニ於テ(文明五、九)	二ノ八	一ノ六	一ノ三
抑當流念佛者ノ中ニ於テ諸(文明五、九)	二ノ九	一ノ七	一ノ三
夫當流ヲ一向宗トワカ家ヨリモ(文明五、九)	二ノ一〇	一ノ六	一ノ二
問テイハク當流ヲミナ世間ニ流(文明五、九)	二ノ一一	一ノ六	一ノ二
右斯文トモハ文明第三之比ヨリ(文明五、九)	一ノ一五	一ノ一	一ノ二
去文明第三之曆林鐘上旬(文明五、一〇)	二ノ一四	一ノ三	一ノ三
右斯兩三ヶ年之於當山居(文明五、一〇)	二ノ一五	一ノ三	一ノ三
定。於眞宗行者中可停止(文明五、一〇)	一	一ノ三	一ノ三
抑今月廿八日ハ忝モ聖人毎(文明五、一〇)	二ノ二	一ノ三	一ノ三
抑今度一七ヶ月報恩講ノ間(文明五、一〇)	二ノ七	一ノ三	一ノ三
抑開山聖人ノ御一流ニハソレ信(文明五、一〇)	三ノ二	一ノ三	一ノ三
夫當流親鸞聖人ノ御門下ニ其名(文明五、一〇)	一	一ノ三	一ノ三

	高田 堺	名鹽	帖内又 ハ全集
或人申サレケルハ此一兩年ノ間(文明五、三)	二ノ六	一ノ三	元
夫人間ノ爲躰ヲ靜ニ案スルニ(文明五、三)	四ノ九	一ノ三	元
抑カノ乘念トイヘル法名ヲヨク(文明五、三)	四ノ二	一	一八
夫人間ノ躰ヲツク(案スルニ老(文明五、三))	二ノ九	一ノ四	二
去文明第四初夏下旬ノ事ナリ(文明五、三)	二ノ八	一ノ四	三
抑先年前住在國ノ時ノ教化(文明五、三)	二ノ一〇	一ノ四	三
抑當山ヘ參詣ノ人々ニ於テハ先	二ノ二	一	一八
夫當流開山聖人ノヒロメタマフ(文明六、一)	三ノ三	一ノ一	二ノ三
去年霜月ノ比ヨリコノカタ當(文明六、一)	三ノ五	一ノ二	三
夫彌陀如來ノ超世ノ本願ト申(文明六、一)	三ノ七	一ノ三	二ノ四
抑此三四年ノ間ニ於テ當山ノ念(文明六、一)	三ノ六	一ノ四	二ノ五
今聽聞スル所ノ他力信心ノ通ヲ(文明六、一)	一	一ノ五	三
抑當流ノ他力信心ノ趣ヲヨク聽(文明六、一)	三ノ四	一ノ六	二ノ六
靜ニ惟レハ夫人間界ノ生ヲウケル(文明六、一)	三ノ八	一ノ七	二ノ七

	高田	堺	名鹽	帖内又 ハ全集
夫十惡五逆ノ罪人モ五障三從ノ(文明六三)	三ノ九	—	二ノ八	二ノ八
抑彌陀如來ヲタノミ奉ルニツイテ(文明六三)	三ノ一〇	—	二ノ九	二ノ九
夫文明第三ノ天五月中旬ノ比(文明六四)	三ノ一七	—	二ノ一四	三ノ九
夫當流親鸞聖人ノス、メマシマス(文明六五)	三ノ二二	—	二ノ二〇	二ノ二〇
夫當流親鸞聖人ノ勸化ノ趣(文明六五)	三ノ二三	—	二ノ二二	二ノ二二
夫人間ノ五十年ヲ勘ヘミルニ四王(文明六六)	三ノ二三	—	二ノ二三	二ノ二三
凡念佛申シテ後生タスカルト(文明六六)	三ノ二四	—	二ノ二三	三ノ二
夫親鸞聖人ノ一流ニ其名ヲカケ(文明六六)	三ノ一	一ノ三	二ノ二五	三ノ一
或人ノ云三河國サカサキノ修理(文明六六)	七ノ三	—	二ノ二四	四ノ一
夫當流ニ定ムル所ノ掟ヲマモル(文明六七)	三ノ一五	—	二ノ二六	二ノ三
夫越前ノ國ニヒロマル所ノ秘事(文明六七)	三ノ一六	—	二ノ二七	二ノ二四
抑日本ニ於テ淨土宗ノ家々ヲタテ(文明六七)	三ノ一八	—	二ノ二七	二ノ二五
抑當流ニ於テソノ名ハカリヲカケ(文明六七)	四ノ一	—	二ノ二九	三ノ一
夫淨土宗ノコ、口彌陀如來ノ他(文明六八)	四ノ七	—	二ノ三〇	三ノ二

蓮如上人御文の蒐集及び五帖御文編輯に就いて

	高田	堺	名鹽	帖内又 ハ全集
此方河尻性光門徒ノ面々ニ於(文明六八)	四ノ二	—	二ノ三	三ノ三
抑此方北庄一里五十町ノ間念(文明六八)	四ノ五	—	二ノ三	三ノ三
夫侍人間ノアダナル躰ヲ案スルニ(文明六八)	四ノ六	—	二ノ三	三ノ四
抑諸佛ノ悲願ニ彌陀ノ本願ノ(文明六九)	四ノ三	—	二ノ二五	三ノ五
夫南無阿彌陀佛ト申ハイカナル(文明六〇)	四ノ四	—	二ノ二六	三ノ六
偕以夫吉崎ノ當山ニ於テコノ四(文明六二)	四ノ八	—	二ノ二七	四ノ〇
抑コノ御正忌ノ内ニ參詣ヲイタ(文明六二)	六ノ三	—	四ノ二〇	五ノ二
抑親鸞聖人ノス、メタマヘル所ノ(文明七三)	四ノ二	—	二ノ二六	三ノ七
抑コノ比當國他國ノ間ニ於テ當(文明七三)	四ノ三	—	二ノ二九	三ノ八
夫文明第三初夏中旬ノ比ヨリ諷(文明七四)	四ノ四	—	二ノ三〇	四ノ三
抑去文明第三仲夏上旬ノ比ヨリ(文明七五)	四ノ五	—	二ノ三三	四ノ四
夫靜ニ人間ノ無常有爲ノ天變(文明七五)	四ノ六	—	二ノ三三	四ノ五
夫當流念佛ノ心ハ信心ト云コト(文明七五)	六ノ一	—	二ノ三三	四ノ六
抑今日ハ鸞聖人ノ御明日トシテ(文明七五)	四ノ七	—	二ノ三四	三ノ九

高田 堺

名鹽

帖内又
ハ全集

抑當流門徒中ニ於テコノ六ヶ條(文明七、七)

四ノ一八

二ノ三五

三ノ二〇

抑今月廿八日ハ開山聖人御正(文明七、二)

五ノ一

二ノ三六

三ノ二

抑古ハ近年コノ比ノ間ニ於テ攝(文明八、一)

五ノ二

二ノ三七

三ノ三

文明八歳申林鐘上旬二日ニモ(文明八、六)

五ノ三

二ノ三九

四

夫當流門徒中ニ於テステニ安心(文明八、七)

五ノ四

二ノ三九

三ノ三

抑コノ比攝州河内大和和泉四(文明八、七)

五ノ五

二ノ四〇

四

夫眞宗念佛行者ノ中ニ於テ(文明九、一)

五ノ七

二ノ四一

四ノ一

抑古ヘコノ比ノ間ニ於テ攝津國(文明九、三)

五ノ八

二ノ四三

五〇

夫人間ノ壽命ヲカソフレハ今ノ時(文明九、九)

五ノ九

二ノ四三

四ノ二

夫當時世上ノ躰タラクイツノ時(文明九、九)

五ノ一〇

二ノ四四

四ノ三

抑高祖聖人ノ眞實相承ノ勸(文明九、一〇)

五ノ一二

二ノ四五

五二

夫曠劫多生ヲフルトモ生レカタクキ(文明九、一〇)

五ノ一一

二ノ四五

五三

ソレ祖師聖人ノ俗姓ヲイヘハ藤(文明九、二)

五ノ一三

二ノ四六

五三

夫秋モサリ春モサリテ年月ヲ(文明九、二)

五ノ一四

二ノ四七

四ノ四

抑東國方ノ人ト覺テ誠ニ物(文明九、二)

一

二ノ四八

五四

高田 堺

名鹽

帖内又
ハ全集

去文明七乙未八月下旬ノ比予生(文明九、三)

五ノ二五

二ノ四九

六

當流門人之中可存知次第(文明一〇、三)

五ノ二六

四ノ三

五五

文明十歳初春下旬之比ヨリ(文明一〇、八)

一

三ノ一

五五

夫人間ヲ觀スルニ日月程ナク(文明一〇、九)

六ノ二

三ノ二

五七

夫當流親鸞聖人勸化ノ一義(文明一二、一)

一

三ノ三

五九

ソレ開山聖人ノ尋本地既號彌(文明一二、二)

一

三ノ四

五九

去文明七乙未八月下旬之比予(文明一二、三)

一

三ノ五

六〇

抑三河國ニ於テ當流安心ノ次(文明一三、六)

七ノ五

三ノ六

六一

抑大津山科兩所人々爲躰ヲ見(文明一三、八)

一

三ノ七

六一

夫於當流之念佛行者先彌陀(文明一三、二)

七ノ一

三ノ九

六三

抑今月廿八日ハ開山聖人遷化ノ(文明一三、二)

六ノ五

三ノ一〇

六四

抑文明第十年之夏比ヨリ寢(文明一三、三)

一

三ノ八

六五

夫中古以來當時ニ至マテモ當(文明一四、二)

六ノ六

三ノ二

四五

文明十四年春クレハ十五日ト(文明一五、八)

一

三ノ三

六六

高田 堺	名鹽	帖内又 ハ全集
抑當月ノ報恩講ハ開山聖人(文明五、二)	三ノ三	四ノ六
抑當月廿八日者例年之舊儀(文明五、二)	三ノ四	六
抑此去九月盡ノ比ヨリ予カ申(文明五、二)	三ノ五	
抑今月報恩講ノコト例年ノ舊ハ文明六、二	三ノ六	六
抑今月廿八日之報恩講者從(文明七、二)	三ノ七	四ノ七
抑能美郡同行中ニ就佛法四(文明八、二)	三ノ八	七
抑今月廿八日報恩講者往年(文明八、二)	三ノ九	四ノ八
抑當流ノ名ヲ自他宗トモニ往古(延徳二)	三ノ二	七
夫人間ハユメマホロシノ住家ナレハ(延徳二、九)	三ノ三	九
當時コノ比事外ニ疫癘トテ人(延徳四、六)	三ノ四	七
南無阿彌陀佛六字不齋ノ事(明應二、八)	三ノ五	九
抑今月廿八日者毎年爲報恩(明應三、二)	三ノ六	八
近比ノ事ニヤアリケンコ、ニ越中國(明應五、後二)	三ノ七	八

蓮如上人御文の蒐集及び五帖御文編輯に就いて

高田 堺	名鹽	帖内又 ハ全集
南無阿彌陀佛ト申ハイカナル心(明應五、八)	三ノ五	四ノ二
抑當所山科ノ野村ニ何ナル宿縁(明應五、二)	三ノ六	八
ソレ五劫思惟ノ本願トイフモ兆(明應六、三)	三ノ七	八
當流ノコ、ロハ一念平生業成ト(明應六)	三ノ八	五ノ八
文クハシクミマイラセ候ソレニツキテ(明應六、七)	三ノ九	六
夫親戀聖人ノス、メタマフ安心ノ(明應六、一〇)	三ノ一〇	六
夫親戀聖人ノス、メマシマス安心ノ(明應六、一〇)	三ノ一〇	六
夫當流聖人ノス、メマシマス安心ノ(明應六、一〇)	三ノ一〇	六
夫開山聖人ノス、メマシマスニコロノ(明應六、二)	三ノ一〇	六
夫開山聖人ノス、メマシマスニコロノ(明應六、二)	三ノ一〇	六
抑報恩講ノ事當年ヨリ毎朝(明應六、二)	三ノ一〇	六
抑此在所大坂ニ於テイカナル往昔(明應六、二)	三ノ一〇	六
信心獲得ストイフハ第十八ノ願ヲ(明應六)	三ノ一〇	六

六四〇 二七

信心獲得ストイフハ第十八ノ願ヲ(明應_六)

高田 堺 名鹽 四ノ三九

帖内又
ハ全集

イマノ時ノ世ニアラン女人ハアヒカマヘ(明應_六)

四ノ三九

イマノ世ニアラン女人ハミナノ心ヲ一(明應_六)

四ノ三九

一念ニ彌陀ヲタノミ奉ル行者ニハ(明應_六)

四ノ一

南無阿彌陀佛ト申ハイカナル心(明應_七)

三ノ四三

南無阿彌陀佛ト申ハイカナル心

四ノ三九

抑毎月兩度ノ寄合ノ由來ハ何ノ(明應_七)

三ノ四〇

抑十惡五逆ノ罪人モ五障三從ノ(明應_七)

四ノ二

抑十惡五逆ノ惡人モ五障三從ノ(明應_七)

四ノ四六

抑十惡五逆トイフツミフカキ人モ又(明應_七)

三ノ五〇

抑十惡五逆ノ罪人モ五障三從ノ(明應_七)

四ノ四九

抑十惡五逆ノ罪人モ五障三從ノ

四ノ四八

ソレ五障三從ノ女人ノ身ハモロノ

四ノ三〇

抑十惡五逆ノ罪人モ五障三從ノ女人(七、二)

高田 堺 名鹽 四ノ四七

ソレ一切ノ女人ノ身ハ人シレス罪フカキ(明應_七)

三ノ三三

ソレ女人ノ身ハ上下ライハス罪ノフカ(明應_七)

四ノ二五

夫秋サリ春サリ既ニ當年ハ明應(明應_七)

三ノ四二

一流安心ノ躰ト云事。南無阿(明應_七)

三ノ四三

夏ノ御文。抑今日ノ聖教(明應_七)

四ノ九一

同 抑今日御影前(明應_七)

三ノ四四

同 抑今月ハ既ニ前(明應_七)

四ノ九二

同 抑今月十八日前(明應_七)

四ノ九三

抑毎朝コノ道場ヘ參集ノ人数(明應_七)

三ノ四七

抑タ、イマコノアナタノ廣縁ニキタリ(明應_七)

三ノ四九

當流安心トイフハ南無阿彌陀佛(明應_七)

三ノ五二

當流安心ノ一義トイフハタ、南無

四ノ六八

帖内又
ハ全集

一五

一四

一四七

一四六

一四三

一八三

一〇〇

一〇一

一〇一

一〇三

一〇四

一〇五

一〇六

五ノ九

帖内又 ハ全集	高田 塀 名鹽	抑去ナル比不思議ナリシコトアリ(明應七、後一〇)	二ノ三	一〇八
		抑當國攝州東成郡生玉ノ庄(明應七、二)	三ノ五	四ノ一五
		ソノ方ニミナノ申サレ候ナルハ信心(明應七、二)	七ノ四	一六三
		毎年約束代物之事體ニ請取	三ノ五	二〇〇
		ソレ五障三從ノ女人タラン身ハ阿(明應七、二)	三ノ五	二〇〇
		抑男子モ女人モ罪ノフカ、ラン輩	二ノ四	四ノ三
		抑男子モ女人モ罪ノフカ、ラン輩	二ノ四	五ノ四
		南無阿彌陀佛ノ鉢ハ即チ願行(明應七、三)	三ノ五	四ノ三
		末代無智ノ在家止住ノ男女	一	三ノ五
		ソレ南無阿彌陀佛ノ内ニハ萬善	六ノ四	一〇九
		夫彌陀如來ノ本願ト申ハナニ	一	四ノ四
		聖人一流ノ御勸化ノ趣ハ信心ヲ	二ノ一	四ノ五
		夫淨土眞宗者顯淨土ノ中ヨリ	四ノ七	二二
			四ノ八	五ノ一〇
			三	三

逆如上人御文の蒐集及び五帖御文編輯に就いて

帖内又 ハ全集	高田 塀 名鹽	當流ノ安心ノヲモムキラクハシク	四ノ二	五ノ三
		當流安心ノ趣ト云ハタトヘハ在家	二	一三六
		當流聖人ノス、メマシマス安心ト	四ノ二	一三七
		當流安心ノ趣ト云ハナニノヤウモ	一四	一三八
		當流安心ノ趣ト云ハナニノツツラヒモ	四ノ二	一三九
		抑當流ニス、メマシマス所ノ信心	四ノ七	一四〇
		當流安心ノ趣ト云ハタトヘハ在家	四ノ八	一四一
		當流ノ安心ト申ハ一向ニ彌陀如	四ノ九	一四二
		凡當流ノ義淨土一家ノ義ニハ	四ノ三	一四三
		夫他力ノ安心ト云ハ南無ト歸命	四ノ三	一四四
		ソレ一切ノ男女タラン身ハ彌陀如	四ノ三	一四五
		ソレ一切ノ女人ノ身ハ後生ヲ大事	四ノ三	一四六
		ソレ一切ノ女人ノ身ハ人シレス罪ノフカキ	四ノ七	一四七
			四ノ元	一四八

南無阿彌陀佛。此文善導釋 高田 界

名鹽 帖内又
ハ全集 四ノ三三 一五〇

煩惱具足ト信知シテ本願力

四ノ四〇 一五三

當流ノ意ハ一念發起住正定聚

二ノ二 四ノ四二 一五四

ソレ八萬ノ法藏ヲシルトイフトモ

四ノ四三 五ノ二
四ノ四四 一五五

ソレ八萬ノ法藏ヲシルト云トモ後

七ノ七 四ノ四五 一五六

抑當所富田庄内ノ男女老少

四ノ五一 一六〇

夫今月廿八日ハ聖人御恩徳ノ

四ノ五二上 一六一

右親鸞聖人ノ一流ノ勸化ノコ、ロハ

四ノ五三 一六五

六日講毎年約束之分體ニ請取

四ノ五五 一六九

馬黒月毛二疋ノホセラレ候返々

四ノ五六 一七〇

毎度志トモ返々アリカタク候殊

四ノ五七 一七三

抑自四講爲報恩講志分代

四ノ五八 一七三

四講毎年約束之分體ニ請取

四ノ五九 一七五

今度報恩講中志トテ千疋 高田 界

名鹽 帖内又
ハ全集 四ノ六〇 一七〇

毎年約束錢之事體ニ請取候

四ノ六一 一七三

約束代物之事體ニ請取候返々

四ノ六二 一七四

毎年之約束物之事體ニ請取候

四ノ六三 一七六

マツ當流ノ御勸化ノオモムキハ信

四ノ六四 一七六

御文クハシク見マヒラセ候サテハ

四ノ六五 一七三

ソレ他力ノ信心トイフハ彌陀ヲタノム

七ノ八 四ノ六六 一七四

ソレ惡人女人ノ身ハミナノコ、ロヲ

四ノ六七 一七五

當流ノ安心ト云ハナニノヤウモナク

四ノ六八 五ノ二

親鸞聖人御勸化ノ信心ノ義ハ

四ノ七〇 一七六

後生ヲ一大事トオホシメシ候ハタマ

四ノ七一 一七七

南無阿彌陀佛ノ六字ヲ善導

四ノ七三 一七九

南無阿彌陀佛ト申ハヲツカニ六字

四ノ七六 一七九

夫南無阿彌陀佛ト申ハヲツカニソノ

四ノ七七 一七九

高田 堺

名鹽

帖内又
ハ全集

高田

堺

名鹽

帖内又
ハ全集

ソレ南無阿彌陀佛ト申文字ハソノ

四ノ六

五ノ三

吉藤専光寺門徒中ノ面々

四ノ七

二七四

ソレ末代悪世ノ男女タラン身ハナニ

四ノ三

一七三

イマ此比ノ井中ノ在家ノ男女

四ノ六

一七五

ソレ末代ノ悪人女人タラン輩ハミナ

四ノ三

五ノ九

夫人間ノ浮生ナル相ヲツラノ觀
七ノ九

四ノ八

五ノ六

侍能工商之事

四ノ六

一七三

信心ノヤウタツ子ウケタマハリ候ナニ

四ノ六

一七六

抑當流勸化ノラモムキヲクハシク

四ノ五

五ノ三

静ニオモンミレハ此比ハ當山ノ内ニモ

四ノ五

一七七

夫在家ノ尼女房タラン身ハナニ

ニノ三

四ノ六

五ノ三

ソモノ當流ニ沙汰スルトコロノ信心

四ノ六

一七八

昔筑紫方之事ニテモアリケル歟

四ノ七

一七九

八、五帖撰定前の實如上人證判の御文

是までに私が親しく拜見するを得た實如上人證判の御文は左記數本に過ぎぬ。

一、伊勢香取法泉寺本。此本は縦八寸七分、横六寸四分、本文の墨附三十六紙、表裏兩面に各五行に書下し、振假名あり。奥附の紙一枚、實如上人の署名及び花押あり。左の六通を收む。

一、抑去文明第三仲夏上旬

高四ノ五、名三ノ三、外

四

四、抑當流門徒中ニライテ此六

高四ノ六、名三ノ三、内三ノ二〇

二、ソレ静ニ人間ノ無常有爲ノ天

高四ノ六、名三ノ三、外

盟

五、抑今月廿八日ハ開山聖人ノ

高五ノ一、名三ノ三、内三ノ二

三、抑當流ニ於テソノ名バカリヲ

高四ノ一、名三ノ九、内三ノ一

六、ソレ祖師聖人ノ俗姓ライヘバ

高五ノ三、名三ノ四、外

蓮如上人御文の蒐集及び五帖御文編輯に就いて

此本は一種特別にして、御文の寫し方が每半葉七行の制の未だ定まらざりし時のものとして珍らし。假名遣は高田本に似たり。以下諸本はみな每半葉七行に書せり。

二、加賀松任本誓寺本一號第十回大藏會出陳。墨附五十三紙、左の二十三通を收む。

- 一、當流聖人ノ御勸化ノ信心ノ一 高一ノ一、名ノ三、外 一
 - 二、抑當流ノ他力信心ノ趣ヲヨク 高三ノ四、名ノ六、内三ノ六
 - 三、夫人間ノ五十年ヲ勸ヘミル 高三ノ三、名ノ三、内三ノ三
 - 四、抑當所山科ノ野村ニ阿ナル因 一、名ノ元、外 八五
 - 五、夫女人ノ身ハ五障三從トテ 一、名四ノ二、内五ノ七
 - 六、夫南無阿彌陀佛ノ内ニハ万 一、名四ノ五、外 二二
 - 七、聖人一流ノ御勸化ノ趣ハ信心 高三ノ一、名四ノ七、内五ノ二〇
 - 八、先當流ノ安心ノ趣ハアナガチニ 一、名ノ二、内一ノ三
 - 九、抑諸佛ノ悲願ニ彌陀ノ本願 高四ノ三、名ノ三、内三ノ五
 - 十、抑男子モ女人モ罪ノ深カラシ 一、名四ノ三、内五ノ四
 - 十一、抑當年ノ夏コノゴロハ何トヤ 高一ノ七、名ノ六、内一ノ六
 - 十二、靜ニ惟レバ夫人間ニ生ヲウク 高三ノ八、名ノ七、内三ノ七
-
- 十三、南無阿彌陀佛。此文善導 一、名四ノ三、外 一五
 - 十四、當流ノコ、ロハ一念發起住正 一、名四ノ四、外 一四
 - 十五、去ヌル文明四年秋ノ比四方ノ 高一ノ元、名ノ三、内一ノ七
 - 十六、善導云諸衆生等久流生死 高一ノ三、名番外、外 一八
 - 十七、當流親戀聖人ノ勸メマシマス 高三ノ二、名三ノ二〇、内三ノ二〇
 - 十八、夫當流ニ定ムル所ノ掟ヲヨク 高三ノ二、名三ノ二六、内三ノ二九
 - 十九、夫當流親戀聖人ノヒロメ玉ヲ 高三ノ三、名三ノ一、内三ノ三
 - 二十、當流ノ安心ノ一義ト云ハタ、 一、名四ノ六、内五ノ九
 - 廿一、第六章ト重複
 - 廿二、夫五障三從ノ女人タラン身ハ 一、名四ノ三、外 二〇
 - 廿三、當流ノ安心ト云ハ何ノヤウモナク 一、名四ノ六、内五ノ三

此本は大體高田本に似たるが、その第十一章帖内一及び第十五章帖内一は文言大に異なる所ありて、高田本よりも古き形を存し、最も珍らしきものなり。

三、越後間瀬西蓮寺本二號第十回大藏會出陳。墨附五十六紙、左の二十四通を收む。振假名少し。

- 一、聖人一流ノ御勸化ノ趣ハ信心 高三ノ一、名四ノ七、内五ノ二〇
 - 二、夫南無阿彌陀佛ノ内ニハ萬善 高六ノ四、名四ノ五、外 一三
 - 三、侍能工商之事 一、名四ノ八、外 一七
 - 四、凡念佛申テ後生ヲタスカラン 高三ノ二四、名三ノ一三、外 一五
 - 五、抑十惡五逆ノ罪人モ五障三從 一、名四ノ八、外 一五
 - 六、當流聖人ノ御勸化ノ信心ノ一 高一ノ一、名三ノ二、外 一
 - 七、夫女人ノ身ハ五障三從トテ男ニ 一、名四ノ二九、内五ノ七
 - 八、夫南無阿彌陀佛ト申ハ何ナル 高四ノ四、名三ノ二六、内三ノ六
 - 九、夫十惡五逆ノ罪人モ五障三從 高三ノ九、名三ノ八、内三ノ八
 - 十、抑三河國ニ於テ當流安心ノ 高七ノ五、名三ノ六、外 一六
 - 十一、夫當時世上ノ體タラクイツノ 高五ノ二〇、名三ノ四、内四ノ三
 - 十二、末代無智ノ在家止住ノ男女 一、名四ノ四、内五ノ一
-
- 十三、抑能美郡同行中ニ就佛法 高六ノ二〇、名三ノ九、外 一三
 - 十四、夫ツラノ一人間ノアタナル躰 高四ノ六、名三ノ三、内三ノ四
 - 十五、夫中古以來當時ニ至マテ 高六ノ六、名三ノ二、内四ノ五
 - 十六、當流ノ安心ト申ハ一向ニ阿彌 一、名四ノ二、外 一四
 - 十七、夫在家ノ尼女房タラン身ハ 一、名四ノ六、内五ノ三
 - 十八、南無阿彌陀佛ト申ハ何ナル 一、名三ノ六、外 一六
 - 十九、抑男子モ女人モ罪ノ深カラシ 一、名四ノ四、内五ノ四
 - 二十、抑人間ノ躰タラクヲ靜ニ案 高四ノ九、名三ノ七、外 一六
 - 廿一、文明第三ノ天五月中旬ノ比 高三ノ七、名三ノ四、外 一六
 - 廿二、抑年來當寺ノ門徒ニ於テ佛 高三ノ八、名三ノ六、内一ノ三
 - 廿三、抑開山聖人ノ一義ハ餘ノ淨土 一、名三ノ六、外 一六
 - 廿四、偕以夫吉崎ノ當山ニ於テコノ 高四ノ八、名三ノ七、外 一〇

此本に於て諸本と文言の異なるもの第十四章帖内三第二十四章全集あり、本誓寺本一號と符合するもの第七章本誓あり。また第二十三章も本帖特異のものなり。假名遣も古き形にて、大體本誓寺本一號と同程度に珍しき本なり。

四、加賀本誓寺本二號第十回大藏出陳 墨附五十三紙、左の二十三通を收む。

- 一、抑今月報恩講ノ事例年ノ 高六ノ七、名三ノ二七、内四ノ七
 - 二、夫眞宗念佛行者ノ中ニ於テ 高五ノ七、名三ノ四、内四ノ一
 - 三、抑コノ三四年ノ間ニ於テ當山 高三ノ六、名三ノ四、内三ノ五
 - 四、夫當流ニ定ムル所ノ掟ヲヨク 高五ノ一五、名三ノ六、内三ノ三
- 蓮如上人御文の蒐集及び五帖御文編輯に就いて
- 六四六
- 三三三

- 五、靜ニ惟レハ夫人間界ノ生ヲ 高三ノ八、名三ノ七、内三ノ七
- 六、夫在家ノ尼女房タラン身ハ 一、名四ノ八、内五ノ三
- 七、夫五障三從ノ女人タラン身ハ 一、名四ノ三、外 二〇
- 八、當流親戀聖人ノ勸化ノ趣 一、高三ノ三、名三ノ二、内三ノ二
- 九、抑今日ハ戀上人ノ御明日トシ 高四ノ一七、名三ノ三、内三ノ九
- 十、抑今日廿八日ハ開山聖人御正 高五ノ一、名三ノ三、内三ノ二
- 十一、夫當時世上ノ躰タラクイツノ 高五ノ二〇、名三ノ四、内四ノ三
- 十二、夫中古已來當時ニ至マテモ 高六ノ六、名三ノ二、内四ノ五
- 十三、抑當月ノ報恩講ハ開山聖人 高六ノ八、名三ノ三、内四ノ六
- 十四、侍能工商之事 一、名四ノ四、外 一七
- 十五、抑十惡五逆トイフ罪フカキ 一、名三ノ五、外 二〇七
- 十六、當流親戀聖人ノ一義ハアナカ 高一ノ八、名一ノ九、内一ノ二
- 十七、末代無智ノ在家止住ノ男女 一、名四ノ四、内五ノ一
- 十八、抑親戀聖人ノ一流ニ於テハ 高一ノ二〇、名一ノ二、内一ノ四
- 十九、抑古ハ近年コノ比ノ間ニ於テ 高五ノ八、名三ノ三、外 五〇
- 二十、聖人一流ノ御勸化ノ趣ハ信心 高三ノ一、名四ノ七、内五ノ二〇
- 廿一、今ノ世ニアラン女人ハミナク 一、名四ノ七、内四ノ二〇
- 廿二、南無阿彌陀佛ノ躰ハ即チ願 一、名三ノ五、外 二〇九
- 廿三、抑三河國ニ於テ當流安心ノ 一、名三ノ六、外 六一

此本の第十九章は帖内三ノ一二の舊形なり。又第二十三章は文字の遺ひ方高田本^七西蓮寺本二號一〇を合致す。前二帖よりは稍後のもの歟。

五、美濃領家康安寺本。墨附三十二紙、左の十七通を收む。

- 一、南無阿彌陀佛ト申ハイカナ 一、名四ノ七、外 八六
- 二、當流聖人ノ一義ハアナカチニ 高一ノ八、名一ノ九、内一ノ二
- 三、夫當時世上ノ躰タラクイツノ 高五ノ二〇、名三ノ四、内四ノ三
- 四、當流門人之中可存知次第 高五ノ六、名四ノ三、外 五五
- 五、抑今日ハ戀聖人ノ御明日ト 高四ノ一七、名三ノ三、内三ノ九
- 六、夫當流安心ノスカタハイカン 高三ノ八、名三ノ八、内三ノ五^半
- 七、抑此比當國他國ノ間ニ於テ 高四ノ三、名三ノ元、内三ノ八
- 八、夫五劫思惟ノ本願トイフモ 一、名四ノ八、内五ノ八
- 九、信心獲得ストイフハ第十八ノ 一、名四ノ元、内五ノ五
- 十、マツ當流ノ安心ノオモムキハ 一、名二ノ二、内一ノ三
- 十一、當流ノ安心ノオモムキト云ハ 一、名四ノ元、外 一四三
- 十二、ソモク當所ハ宇治郡山科 一、名三ノ八、外六^中の部

- 十三、抑諸佛ノ悲願ニ彌陀ノ本願 高四ノ三、名二ノ五、内三ノ五
- 十四、夫開山聖人ノス、メマシマス 一、名三ノ六、外 五
- 十五、夫南無阿彌陀佛ノ内ニハ萬 高六ノ四、名四ノ五、外 一三

- 十六、抑男子モ女人モ罪ノフカ、ラン 一、名四ノ六、内五ノ四
- 十七、夫彌陀如來ノ本願ト申ハ 一、名四ノ六、内五ノ五

此帖にて珍とすべきは第十二章山科作事中報恩講の御文にて、之を貝塚願泉寺真本及び真宗寺本二號二三と對照するに、その文言は兩本の中間にある。假名遣は真宗寺本一號の程度である。

六、越後西蓮寺本一號^{第十回大}藏會出陳。墨附四十八紙、左の二十七通を收む。

- 一、當流親鸞聖人ノ一義ハアナガ高一ノ八、名一ノ九、内一ノ二
- 二、抑十惡五逆トイフ罪フカキ人モ 一、名三ノ五、外 一七
- 三、一念ニ彌陀ヲタノミ奉ル行者ニハ 一、名四ノ一、内五ノ六
- 四、夫人間ハ夢マホロシノスミカナレハ一、名三ノ三、外 七
- 五、當流ノ意ハ一念發起住正定 一、名四ノ四、外 一四
- 六、當流ノ安心ト申ハ一向ニ阿彌陀 一、名四ノ三、外 一三
- 七、先當流ノ御勸化ノ趣ハ信心 一、名四ノ四、外 一三
- 八、南無阿彌陀佛ト申ハイカナル心 一、名三ノ六、外 八
- 九、平生業成事。抑宿善開發 高一ノ三、名二番外、外 一八
- 十、煩惱具足ト信知シテ本願力ニ 一、名四ノ四、外 一五
- 十一、第二章下同
- 十二、當流念佛行者ノ安心決定セ 一、外 八
- 十三、夫八萬ノ法藏ヲシルト云トモ 高七ノ七、名四ノ四、内五ノ二
- 十四、抑コノ御正忌ノ中ニ參詣ヲ 高七ノ三、名四ノ一〇、内五ノ二
- 十五、南無阿彌陀佛。此文善導釋 一、名四ノ三、外 一五〇
- 十六、靜ニ惟レハ夫人間界ニ生ヲウ 高三ノ八、名三ノ七、内三ノ七
- 十七、抑當年ノ夏コノ比ハナニトヤ 高一ノ五、名一ノ八、内一ノ六
- 十八、信心獲得スト云ハ第十八ノ願 一、名四ノ五、内五ノ五
- 十九、夫彌陀如來ノ本願ト申ス事ハ 一、外 八
- 二十、夫開山聖人ノス、メ玉フ所ノ安心 一、名三ノ六、外 一五
- 廿一、夫他力ノ安心ト云ハ南無ト歸命 一、名四ノ三、外 一四
- 廿二、當流ノ安心ノ趣ハ何ノワヅラヒモ 一、名四ノ七、外 一四〇
- 廿三、抑當所山科ノ野村ニ何ナル宿緣 一、名三ノ元、外 八五
- 廿四、抑今月報恩講ノ事例年ノ舊儀 高六ノ七、名三ノ一七、内四ノ七
- 廿五、當時コノ比疫癘トテ人多ク死去 一、名三ノ二、内四ノ九
- 廿六、夫秋サリ春サリ既ニ當年ハ明應 一、名三ノ四、内四ノ三

蓮如上人御文の蒐集及び五帖御文編輯に就いて

廿七、聖人一流ノ御勸化ノ趣ハ信心 高三ノ一、名四ノ七、内五ノ二〇

此本には名鹽本にも見出されぬ御文二章あり、即ち第十二、十九章なり。尤も第十九章は後述の蓮能本勝善寺本玄興寺本にもあり、第十二章は丹波光瑞寺本にありといふ。第十三章八萬法藏の御文も帖内とは文言大に異なり。假名遣は寧ろ新しく眞宗寺本二號の程度なり。

七、越中加茂超願寺本。正本を見ないが、上場顯澄氏の手記によるに左の二十六通を收む。振假名少し。

- 一、ソレ五劫思惟ノ本願ト云モ兆戴 一、名四ノ二、内五ノ八
 - 二、當流上人ノ御勸化ノ信心ノ 高一ノ一、名一ノ二、外 一
 - 三、マツ當流ノ安心ノヲモムキハアナカク、名一ノ二、内一ノ三
 - 四、夫當流ニ定ルトコロノ掟ヲ 高三ノ二五、名三ノ二六、内三ノ二三
 - 五、夫南無阿彌陀佛ト申ハイイカナ 高四ノ四、名三ノ二六、内三ノ二六
 - 六、聖人一流ノ御勸化ノ趣ハ信心 高三ノ一、名四ノ七、内五ノ二〇
 - 七、當時コノ比疫癘トテ人多ク死去ス 一、名三ノ二四、内四ノ九
 - 八、ソレ南無阿彌陀佛ト申ス文字ハ 一、名四ノ六、内五ノ三
 - 九、末代無智ノ在家止住ノ男女タラン 一、名四ノ四、内五ノ一
 - 十、ソレ八萬ノ法藏ヲシルト云ト 高七ノ七、名四ノ四三、内五ノ二
 - 十一、夫在家ノ尼女房タラン身ハ何 一、名四ノ八六、内五ノ三
 - 十二、抑男子モ女人モ罪ヲカカラン輩 一、名四ノ三三、内五ノ四
-
- 十三、夫南無阿彌陀佛ト申ハイイカナ 高四ノ四、名三ノ二六、内三ノ二六
 - 十四、信心獲得スト云ハ第十八ノ願 一、名四ノ二五、内五ノ五
 - 十五、一念ニ彌陀ヲタノミ奉ル行者 一、名四ノ一、内五ノ六
 - 十六、ソレ一切ノ女人ノ身ハ人シレス罪ノ一、名四ノ三、内五ノ二四
 - 十七、抑十惡五逆ノ罪人モ五障 一、名四ノ四、外 二五
 - 十八、抑十惡五逆五障三從ノ女人 一、名四ノ二、外 二二
 - 十九、抑タ、イマ此アナタノ廣縁ニ來 一、名三ノ四、外 二五
 - 二十、毎朝コノ道場へ來集ノ人数 一、名三ノ四、外 二四
 - 廿一、夫五障三從ノ女人タラン身ハ 一、名三ノ五、外 二〇
 - 廿二、南無阿彌陀佛ノ鉢ハ願行 一、名三ノ六、外 二〇
 - 廿三、夫南無阿彌陀佛ノ内ニハ萬善 高六ノ四、名四ノ五、外 二二
 - 廿四、夫諸宗ノコ、ロマチノ、 高四ノ七、名三ノ二、内三ノ二

廿五、夫眞宗念佛行者ノ中ニ於テ 高五ノ七、名三ノ四、内四ノ一 廿六、當流ノ安心ノ一義ト云ハタマ、南無 一、名四ノ六、内五ノ九

此帖には帖内五帖目の御文が十一通もあり、殊にその初四通が次第の如く收められてあることは、眞宗寺本二號と對照して注意すべきである。假名遣も眞宗寺本二號と似てあるが、マフスやオイテの使用が多い。

八、信濃須坂勝善寺本。上場氏の寫本によるに左の二十二通を收む。

- 一、當流ノ安心ノ趣ト云ハタトヘバ在 一、名四ノ四、外 三三
- 二、抑十惡五逆ト云罪フカキ人モ又五障ト、名三ノ五、外 一〇
- 三、夫當流親鸞聖人ノ勸化ノ趣 高三ノ三、名三ノ二、内三ノ二
- 四、夫南無阿彌陀佛ト申ハイカナ 高四ノ四、名三ノ六、内三ノ六
- 五、末代無智ノ在家止住ノ男女タラン 一、名四ノ四、内五ノ一
- 六、抑男子モ女人モ罪ノフカカラン輩 一、名四ノ四、内五ノ四
- 七、南無阿彌陀佛ト申ハイカナナル 一、名四ノ四、外 八六
- 八、ソレ彌陀如來ノ本願ト申ス事ハ 一、外 一七
- 九、メレ五障三從ノ女人タラン身ハ 一、名四ノ三、外 二〇
- 十、當流安心ノ一義ト云ハタ、南無阿 一、名四ノ六、内五ノ九
- 十一、夫秋モサリ春モサリテ年月ヲ 高五ノ四、名三ノ四、内四ノ四
- 十二、凡當流ノ義淨土一家ノ義ニハ大 一、名四ノ三、外 一四
- 十三、抑當年ノ夏コノ比ハ何トヤラ 高一ノ五、名一ノ六、内一ノ六
- 十四、夫靜ニ人間ノ無常有爲ノ天變 高四ノ六、名三ノ三、外 一四
- 十五、夫眞宗念佛行者ノ中ニ於テ 高五ノ七、名三ノ四、内四ノ一
- 十六、抑コノ三四年ノ間ニ於テ當山 高三ノ六、名三ノ四、内三ノ五
- 十七、煩惱具足ト信知シテ本願力 一、名四ノ四、外 一五
- 十八、抑近比ハコノ方念佛者ノ中ニ 高三ノ七、名一ノ七、内一ノ三
- 十九、南無阿彌陀佛事。善導釋 一、名四ノ七、外 一六
- 二十、夫文明第三ノ天五月中旬ノ比 高三ノ七、名三ノ四、外 一六
- 廿一、南無阿彌陀佛ノ躰ハ即コレ願 一、名三ノ六、外 一〇九
- 廿二、信心獲得スト云ハ第十八ノ願 一、名四ノ六、内五ノ五
- 一、ソレ在家ノ尼女房タラン身ハ何 一、名四ノ六、内五ノ三 二、當流安心ノ趣ト云ハタトヘバ在家 一、名四ノ四、外 一三六

九、加賀平面村直參道場本。是も上場氏の寫本によるに左の二十五通を收む。

蓮如上人御文の蒐集及び五帖御文編輯に就いて

- 三、南無阿彌陀佛。コノ文善導釋 一、名四ノ三、外 一五〇
- 四、煩惱具足ト信知シテ本願力ニ乘 一、名四ノ四、外 一五二
- 五、當流ノコ、ロハ一念發起住正定聚 一、名四ノ四、外 一五〇
- 六、凡當流勸化ノ趣ハアナカチニ高一ノ三、名一ノ四、外 四
- 七、侍能工商ノ事 一、名四ノ八、外 一七三
- 八、先當流安心ノ趣ハアナカチニ出家 一、名一ノ二、内一ノ三
- 九、當流聖人ノ御勸化ノ信心ノ 高一ノ一、名一ノ二、外 一
- 十、ソレ人間ノ浮生ナル相ヲツラ 高七ノ九、名四ノ八、内五ノ六
- 十一、抑毎月兩度ノ寄合ノ由來ハ何 一、名三ノ四、内四ノ三
- 十二、ソレ當流開山ノ一義ハ餘ノ淨土宗 一、名三ノ三、外 空
- 十三、ソレ五劫思惟ノ本願ト云モ兆 一、名四ノ八、内五ノ八
- 十四、ソレ南無阿彌陀佛ト申ハイカ 高四ノ四、名三ノ六、内三ノ六

十、飛驒西之一色玄興寺本。墨附四十四紙、左の二十七通を收む。

- 一、夫秋サリ春サリステニ當年ハ明 一、名三ノ四、内四ノ三
- 二、抑毎朝コノ道場へ來集ノ人数ニ 一、名三ノ四、外 一〇四
- 三、當流ノ安心ノ趣ト云ハタトへハ在家一、名四ノ七、外 一三六
- 四、ソレ彌陀如來ノ本願ト申ス事ハ 一、 一、外 八七
- 五、當流ノ安心ノ一義ト云ハタ、南無 一、名四ノ六、内五ノ九
- 六、ソレ五障三從ノ女人タラン身ハ 一、名三ノ五、外 二〇

- 十五、夫曠劫多生ヲフルトモ生レカ 高五ノ二、 一、外 五
- 十六、ソレ南無阿彌陀佛ノ内ニハ萬 高六ノ四、名四ノ五、内 一三三
- 十七、抑今月報恩譚ノ事例年ノ舊 高六ノ七、名三ノ七、内四ノ七
- 十八、抑コノ三四年ノ間ニ於テ當山 高三ノ六、名三ノ四、内三ノ五
- 十九、ソレ南無阿彌陀佛ト申ス文字 一、名四ノ七、内五ノ三
- 二十、去ヌル文明七歳乙未八月下旬 高五ノ二五、名三ノ四、外 六〇
- 廿一、抑當國攝州東成郡生玉庄 一、名三ノ三、内四ノ五
- 廿二、當流ノコ、ロハ一念平生業成ト 一、名三ノ三、外 六
- 廿三、夫當時世上ノ躰タラクイツノ 高五ノ二〇、名三ノ四、内四ノ三
- 廿四、抑去ヌル比不思議ナリシ事ノ 一、名三ノ五、外 一〇八
- 廿五、或人イハク當流ノコ、ロハ門 高一ノ六、名一ノ七、内一ノ一
- 七、抑當流ノ勸化ノ趣ヲクハシク知 一、名四ノ八、内五ノ三
- 八、末代無智ノ在家止住ノ男女タラン 一、名四ノ四、内五ノ一
- 九、ソレ五劫思惟ノ本願ト云モ兆載 一、名四ノ八、内五ノ八
- 十、ソレ一切ノ女人ノ身ハ人シレス罪ノ一、名四ノ三、内五ノ四
- 十一、當流安心ノ躰事。南無阿彌陀 一、名三ノ四、内四ノ二
- 十二、六日講毎年約束イマタシカニ 高六ノ六、名四ノ五、外 二九

十三、オホヨソ當流ノ勸化ノヲモム 高二ノ三、名二ノ四、外 四
 十四、聖人一流ノ御勸化ノ趣ハ信心 高三ノ一、名四ノ七、内五ノ二〇
 十五、夫人間ノ壽命ヲカツフレハ今 高五ノ九、名二ノ四、内四ノ二
 十六、夫當時世上ノ跡タラクイツノ 高五ノ〇、名二ノ四、内四ノ三
 十七、夫曠劫多生ヲフルトモ生レカ 高五ノ二、 一、外 五三
 十八、夫人間ノ五十年ヲ勸ヘミルニ 高三ノ三、名二ノ三、内二ノ三
 十九、抑當流ノ他力信心ヲヨク聽聞 高五ノ四、名二ノ五、内二ノ六
 二十、抑當所山科ノ野村ニイカナル宿 一、名三ノ元、外 八五

廿一、ソレ當流開山ノ一義ハ餘ノ淨土 一、名三ノ元、外 叁
 廿二、抑コノ在所大坂ニ於テイカナル往 一、名三ノ元、外 四
 廿三、南無阿彌陀佛ノ跡ハ即コレ願 一、名三ノ元、外 一〇九
 廿四、當流ノ心ハ一念發起住定正聚 一、名四ノ四、外 一五
 廿五、抑十惡五逆ノ罪人モ五障 一、名四ノ四、外 一五九
 廿六、抑當年ノ夏コノゴロハナニト 高二ノ五、名一ノ八、内一ノ六
 廿七、ソレ八萬ノ法藏ヲシルト云ト 高七ノ七、名四ノ四、内五ノ二

以上三本は假名遣も漢字假名の遣ひ方も名鹽本に近く、最も新しき形なり。なほ玄興寺本に於て發見したることは、その第二十六通帖内一に『信心決定スルヒトノ已後マテモ』と一旦寫したるを消して、其跡に『已後マテモ信心決定スルヒトノ』と改書し、また『晝夜不斷ニ存スルハカリ』とある存スルの三字を消して其跡にオモフと改書し、これによりて帖内を始め餘本と同形になりてある。是だけでは何の意義をも見出さぬが、本誓寺本一號の第十一章を見ると、その文言は玄興寺本の訂正前と一致する。此事實より推すと、本寺に於て下附の御文を抜抄せらるゝ臺本には、その原文に訂正の文字が記入しありたるを知る。換言すれば最初に兎も角も出來た臺本につき、再稿本なり正本なりを發見するに従つて漸次に訂正を施し、斯くて高田本なり眞宗本なり名鹽本なりが順次に出來たのではあるまいか。

十一、蓮能禪尼所寫本。是は實如上人證判のものでないが、珍しければ附録として茲に掲げる。是は河内古橋願得寺所藏で、左の十通を收め、終りに實悟師の奥書がある。

- 一、當流聖人ノ御勸化ノ信心ノ一高ノ一、名一ノ二、外
- 二、當時コノコロトノホカ疫癘トテ 一、名三ノ三、内四ノ九
- 三、凡親鸞聖人ノ御勸化ノ一義ノ高ノ二、名一ノ三、外 二
- 四、ソモ當所山科ノ野村ニイカナル宿縁一、名三ノ二、外 五
- 五、マツ當流ノ安心ノオモムキハアナガ一、名一ノ二、内一ノ三
- 六、夫當時世上ノ躰タラクイツノ高五ノ二、名三ノ四、内四ノ三
- 七、當流ノ安心ノヲモムキトイフハタト一、名四ノ三、外 一三六
- 八、抑日本ニ於テ淨土宗ノ家々ヲ高三ノ六、名三ノ八、内三ノ五
- 九、ソレ彌陀如來ノ本願ト申コトハ 一、 一、外 七
- 十、ソレ人間ハユメマホロシノスミカ 一、名三ノ三、外 七

此一帖御文十通ニ母蓮能禪尼眞翰也

自兼照律師令傳領所持者也深可

頂戴而已

永正十六年九月三日

前少僧都兼俊(花押)

蓮能禪尼は蓮師最後の繼室で、實賢實悟以下七人の母である。本帖は兼俊實悟がその兄兼照實賢より譲り得たもので、禪尼の一周忌にこの奥書を認めたのである。本文の文字女性としては立派に認めてある。振假名なし。假名遣等は新しき方にて名鹽本に近い。

九、五帖編輯後下附の拔萃本

五帖御文の編輯が出来た以後は、門徒の望によりて其一帖々々を離しても下附せられたであらふ

が、また願によりては五帖中より數通を拔萃して、別に單帖を作りて下附せられた事もある。是が所謂御加へ本又は御取交せ本と稱するものである。之について禿氏祐祥氏は『若し十數通を集めた單帖の御文にしてこれを本利より出せるものと見らるべきものに帖外御文を混するあらば是れ疑もなく五帖編次以前のものとせざるべからず』と述べられ、私も之を標準として考へて居たが、こゝに加賀本誓寺本三號を見て疑を生じた。此本は第十回大藏會にも出陳せられたが、墨附五十八枚、左の三十五通を收め、終りには例の通り實如上人の署名及び花押がある。

一、夫當流門徒中ニ於テステニ安心	内三ノ一三	十三、夫人間ハユメマホロシノアヒタノスミカ	外。	七〇
二、當流親鸞聖人ノ一義ハアナカチ	内一ノ二	十四、抑毎月兩度ノ寄合ノ由來ハナニノ	内四ノ一二	
三、マツ當流ノ安心ノオモムキハアナカチ	内一ノ三	十五、末代無智ノ在家止住ノ男女	内五ノ一	
四、抑當年ヨリ事外加州能登城中	内一ノ五	十六、ソレ八萬ノ法藏ヲシルトイフトモ後	内五ノ二	
五、抑當年ノ夏コノコロハナニトヤラン	内一ノ六	十七、夫在家ノ尼女房タラン身ハナニノ	内五ノ三	
六、抑今度一七ケ日報恩講ノアヒタ	内二ノ一	十八、抑男子モ女人モ罪ノフカカラン輩	内五ノ四	
七、抑此三四年ノアヒタニヲヒテ當山	内二ノ五	十九、信心獲得ストイフハ第十八ノ願	内五ノ五	
八、夫當流親鸞聖人ノ勸化ノオモムキ	内二ノ一一	二十、一念ニ彌陀ヲタノミタテマツル行者	内五ノ六	
九、夫人間ノ五十年ヲカンガヘミルニ四	内二ノ一二	廿一、夫女人ノ身ハ五障三從トテオトコ	内五ノ七	
十、抑今日ハ親鸞聖人ノ御明日トシテ	内三ノ九	廿二、ソレ五劫思惟ノ本願トイフモ兆	内五ノ八	
十一、夫人間ノ壽命ヲカソフレバイマノ	内四ノ二	廿三、當流ノ安心ノ一義トイフハタマ南	内五ノ九	
十二、當時コノゴロコトノホカニ疫癘トテ	内四ノ九	廿四、聖人一流ノ御勸化ノヲモムキハ	内五ノ一〇	

蓮如上人御文の蒐集及び五帖御文編輯に就いて

廿五、抑コノ御正忌ノウチニ參詣ヲ	内五ノ一	卅一、ソレ一切ノ女人ノ身ハ後生ヲ一大事	内五ノ一七
廿六、當流ノ安心ノヲモムキヲクハシク	内五ノ一二	卅二、當流聖人ノス、メマシマス安心トイフ	内五ノ一八
廿七、ソレ南無阿彌陀佛トイフ文字ハ	内五ノ一三	卅三、ソレ末代ノ惡人女人タラン輩ハミナ	内五ノ一九
廿八、ソレ一切ノ女人ノ身ハヒトシレスツミノ	内五ノ一四	卅四、ソレ一切ノ女人タラン身ハ彌陀如來	内五ノ二〇
廿九、夫彌陀如來ノ本願トマウスハナニ	内五ノ一五	卅五、當流ノ安心トイフハナニノヤウモナク	内五ノ二一
三十、夫人間ノ浮生ナル相ヲツラ／＼觀スル	内五ノ一六		

此帖には帖外御文一通を收めてあるが、之を五帖編輯以前のものとすると、その時五帖目が二十一通まで順序も違はず臺本の上に備つてあつたとせねばならぬ。私は他の理由で五帖目が前四帖と別に編輯せられたと思ふものであるが、今の場合はなほ慎重の研究を要する。此帖を以て帖内御文殊に實如上人の證判ある本と對照するに、文書はいふに及ばず、漢字假名の遣ひ方まで精密に一致するから、是は五帖編次後帖内より拔萃せられたものたるを疑はない。然れば御加へ本に稀には（願主の希望によりてか）帖外御文を混入することがあるのである。此事は證如上人時代にも見る所で、本誓寺に同上人の證判ある御加へ本をなほ一帖藏して居る。目次左の通。

一、抑當流ノ他力信心ノヲモムキ	内二ノ六	六、抑毎月兩度ノ寄合ノ由來ハナニノ	内四ノ一二
二、夫秋サリ春サリステニ當年ハ明	内四ノ一三	七、ソモ／＼當國攝州東成郡生玉ノ庄	内四ノ一五
三、抑今月報恩講ノ事例年ノ舊	内四ノ七	八、當流安心ノオモムキトイフハ在家	外一三〇六
四、抑今月廿八日ノ報恩講者昔年	内四ノ八	九、當流ノコ、ロハ一念發起住正定聚	外一五四
五、抑當流ノ勤化ノヲモムキヲクハシク	内五ノ二二	十、當時コノゴロコトノホカ疫癘トテ	内四ノ九

十一、末代無智ノ在家止住ノ男女タラン	内五ノ一	十七、當流ノ安心ノ一義トイフハタ、南	内五ノ九
十二、ソレ八萬ノ法藏ヲシルトイフトモ後	内五ノ二	十八、聖人一流ノ御勸化ノヲモムキハ信	内五ノ二〇
十三、夫在家ノ尼女房タラン身ハナニノ	内五ノ三	十九、ソレ一切ノ女人ノ身ハヒトシレズツミノ	内五ノ二四
十四、抑男子モ女人モ罪ノフカカラントモ	内五ノ四	二十、ソレ一切ノ女人ノ身ハ後生ヲ大專	内五ノ一七
十五、信心獲得ストイフハ第十八ノ願	内五ノ五	廿一、當流ノ安心トイフハナニノヤウモナク	内五ノ二一
十六、夫女人ノ身ハ五障三從トテオトコニ	内五ノ七		

御加へ本を作るについて、如何なる方針で御文を抜萃せられたか、私は筆寫になる御加へ本を多く見ぬから、確と答へることが出来ぬ。唯一事注意に上ることは、證如上人下附のもので二帖目第六通掟の章が巻頭に置いてある事である。是は今の本誓寺本に見るばかりでなく、豊前淨喜寺本（二六通^{二ノ六、一ニ、四ノ九、}五ノ一乃至三二。）にも其他にもある。此方針が繼續せられて、版本の六ヶ條本なり八ヶ條本でも二帖目第六通が巻頭の位置を占めて居る。實如上人のものでは明了ならぬが、前述の本誓寺本三號で二帖目第六通と内容の相似たる三帖目第十三通當流門徒の章が特に抜いて第一に置かれ、又美濃蓮光寺本（二十一通^{三ノ一〇、五ノ一乃至七、九乃至}一八、二〇、四ノ八、五ノ二一。）には神明六ヶ條が冠頭にあるなどは同一方針である云ひ得やう。